平成２５年（フ）第３０６号
さいたま市大宮区北袋町２丁目35番地２　北袋南マンション101
債務者　市野　龍治
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
大阪府泉大津市豊中町３丁目14番35―２号
債務者　辻田　裕子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1660番地
債務者　古庄　益喜
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８号
山形県飽海郡遊佐町庄泉字大谷地480番地の11
債務者　茂木　昌子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第３８号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田3225番地
債務者　田部井利行
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３１号
相模原市中央区上溝６丁目12番１号　クレスト鳩川202
債務者　田嶋　正治
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４６号
相模原市緑区元橋本町31番10号　アミニティー青木２―１
債務者　名和　宏明
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８２号
相模原市中央区千代田７丁目10番26号　丸美コーポ202
債務者　田中由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８３号
相模原市中央区千代田７丁目10番26号　丸美コーポ202
債務者　田中　志穂
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１００号
相模原市南区当麻1308番地１　コン・ヴィヴァーチェ103
債務者　蕪尾　剛之
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１１４号
相模原市南区相模台２丁目28番13号　アゼリアガーデンズ相模台104
債務者　小泉　利広
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１９号
新潟県加茂市青海町２丁目５番７号
債務者　豊間根大介
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第３７号
岐阜県不破郡垂井町2353番地の１　フォーブル田中Ｃ棟202号
債務者　髙木　君子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
京都府舞鶴市字女布286番地
債務者　上田　初美
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
静岡県藤枝市時ケ谷573番地の４　プレジャーアイ206
債務者　大和　康子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０１号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目79番地18
債務者　冨田　　宏
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６７１号
横浜市港南区日野中央２丁目19番25号
債務者　太田　達雄
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部